



新婚さんの新生活を応援します

湖南省では、新婚世帯の新居の住居費・引越し費用の補助を行っています

対象となる世帯

次の①～⑦のすべてに該当する世帯

- ① 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ② 婚姻日において夫婦とも39歳以下の世帯
- ③ 令和4年1月から令和4年12月中の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である世帯（世帯収入が約680万円未満に相当）
- ⑤ 他の公的制度による家賃補助を受けていない世帯
- ⑥ 過去にこの制度に基づく補助を受けていない世帯
- ⑥ 夫婦の双方または一方が日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)その他の法令の規定に基づき、日本の永住権を有していること
- ⑦ 市税の滞納がない世帯

補助額

- 1世帯あたり18万円を上限とします
- 市内在住の直系親族と同一敷地内で居住する場合
夫婦ともに29歳以下：上限60万円
夫婦ともに39歳以下：上限30万円

対象となる経費

【住居費】

物件の購入費、リフォーム費用、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

【引越し費用】

引越し業者や運送業者に支払った実費

申請期間

令和5年6月1日から

令和6年3月31日まで

※ただし、予算がなくなり次第、受付終了します

問い合わせ先

まずはご連絡をください！

湖南省役所 総合政策部 地域創生推進課

TEL: 0748-71-2316 FAX: 0748-72-2000

E-Mail: kikaku@city.shiga-konan.lg.jp



【市HP】

申請時に必要な書類

- 交付申請書 ※市ホームページからダウンロードできます。
- 住民票
 - ※当該物件（湖南市内）にある世帯全員の続柄が記載された住民票（300円）
 - ※個人情報確認同意書により省略可
- 納税証明書 ※個人情報確認同意書により省略可
- 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
 - ※婚姻届受理証明書・・・婚姻届を提出した自治体でとれます。（郵送で取り寄せ可）
 - ※婚姻後の戸籍謄本・・・婚姻後の本籍地がある自治体でとれます。（郵送で取り寄せ可）
- 所得証明書
 - ※令和4年中の所得証明書・・・おおよそ令和5年6月1日頃より交付されます。
 - ※令和4年1月1日に住所のあった自治体で交付されます。（郵送で取り寄せ可）
 - ※夫婦それぞれの所得証明書
- 個人情報確認同意書 ※市ホームページからダウンロードできます。
- 口座が確認できるもの（預金通帳またはキャッシュカード）の写し

【貸与型奨学金を返済した場合】

- 返済したことがわかるもの（所得証明書と同一期間内）

【結婚を機に転職・離職した場合】

- 転職・離職した翌月の給与明細書の写し
- 離職票 ※離職した会社から発行してもらえます。再発行の場合は、ハローワークでも可。

【住居費（賃貸）の場合】※令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払をしたもの

- 賃貸借契約書および領収書の写し
- 住宅手当支給証明書
 - ※支給の有無に関わらず、勤務先に記入してもらってください。
 - ※市ホームページからダウンロードできます。

【住居費（購入）の場合】※令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払をしたもの

- 売買契約書および領収書の写し

【引越しの場合】※令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払をしたもの

- 引越し費用に係る領収書の写し
- その他市長が必要と認める書類